

(第25号議案)

中野区障害者福祉手当条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

医療費や物価高騰等給付対象者の経済面での厳しい状況を鑑み、障害者の福祉を更に増進するため、現行の障害者福祉手当(第2種)の支給額を引き上げることに伴い、改正を行う必要がある。

2 改正の内容

第5条第1項第2号ア、イを削り、第2号中「第二種手当 次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア及びイに定める額」を「第二種手当 1月につき7,750円」に改める。

3 新旧対照表

改正案	現行
第1条～第4条 (略) (手当の額) 第5条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、次の各号に掲げる <u>手当の種類</u> に応じ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第二種手当 <u>1月につき7,750円</u>	第1条～第4条 (略) (手当の額) 第5条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、次の各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第二種手当 <u>次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア及びイに定める額</u> <u>ア 65歳に達する日以後の最初の7月31日までの間にある者 1月につき5,000円</u> <u>イ アに規定する者以外の者 1月につき2,500円</u>
第6条～第14条 (略) 付 則 (略)	第6条～第14条 (略) 付 則 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第2号の規定は、令和8年4月以後の月分の第二種手当の支給について適用し、同年3月以前の月分の第二種手当の支給については、なお従前の例による。